

仕組み部会における検討状況

検討項目及び開催実績

1 当部会における検討項目

認知症の人と家族に対する「面的」仕組みづくりの具体化

2 開催実績

(第3回) 平成19年12月7日(金) 17時～19時

(第4回) 平成20年2月6日(水) 15時～17時

具体的な検討状況

検討事項

◇ 認知症生活支援モデル事業の概要と取組状況

認知症地域資源ネットワークモデル事業(区市町村主体)

様々な社会資源が連携した認知症支援を進めるモデル地区(2区市)を選定し、都がその取組を支援して、当該地区の認知症支援対策を推進(2年間)。

- ・「認知症コーディネート委員会」立上げに至るまでのコアチームの活動、両区市のモデル事業の推進体制、モデル事業の位置付けの変化について報告。

【参考資料 1】

認知症支援拠点モデル事業(事業者主体)

地域において認知症高齢者に対する支援を行っている介護サービス事業者の自主的な取組をモデル的に実施し、認知症の人とその家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進。5事業者に対して2か年を限度に補助。

- ・各事業者の取組状況、地域の関係者との連携状況について報告

【参考資料 2】

個人情報の取扱いについて

介護サービス事業者が地域包括支援センター等と連携して、地域の高齢者の見守りマップの作成や徘徊時のためのネットワークの構築を考える際には、より多くの関係者が個人情報を共有した方が具体的・個別的な支援に結びつけやすい一方で、近年の個人情報に対する意識の高まり等から、安易な情報のやりとりは行うべきではないとも考えられる。

この場合の適切な個人情報の取扱いについて検討。

主な意見

1 認知症地域資源ネットワークモデル事業

「地域資源マップ」の作成に当たっては、取組過程で得られたもの(地域資源の掘り起こしや地域資源相互の連携)と、成果物を作った後どう活用されたかを分けて整理すること。

地域で孤立している人の発掘を担う認知症サポーターや民生委員をコーディネートしたり相談や助言を行う人を今後検討して欲しい。

2 認知症支援拠点モデル事業

地域の民間事業者との連携の促進のためには

- ・相手側にキーパーソンとなる人を上手く発掘すれば効果的。
- ・こちら側からの要求を出す前に、まずは相手側に立って話を聞き、その後サポーター養成等の普及啓発につなげることで地域の受け入れの度合いが非常に変わってくる。

3 個人情報の取扱いについて

(1) 期待される効果

- ・本人や家族にとって実際に役立つだけの環境も同時に構築されていることが必要。
- ・見守りマップはあまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援や見守り体制に入れる程度の顔の見えるエリアで作成することが望まれる。

(2) 事業の性質上の視点

- ・できれば本人もしくは家族から同意を得られた人だけを対象にした方が現実的。

(3) 法制度上の視点

ア、個人情報の収集

- ・個人情報保護法の解釈上、目的を明確にして必要最低限の範囲の個人情報を集めるといふことであれば、本人の同意を得ることなく収集することは可能。

イ、個人情報の第三者提供

- ・見守り等の支援が必要な高齢者の個人情報を本人の同意なく第三者に提供することについては、同意なく第三者提供が認められる場合を定めた法第23条中の規定に該当する可能性が低いと考えられるため、困難。
- ・本事業を委託して実施する場合においては、個人情報を事業の委託先に提供しても第三者提供にはあたらないが、本事業が委託になじむのかは別途検討が必要。

(4) 留意点

- ・何のためにマップを作成するのか、まずは目的を明確にすべき。
- ・必要最小限の範囲の情報の収集に留めるべき。
- ・取得する情報の内容や情報を共有する範囲、情報が漏れた時の管理方法について検討しておくことが必要。

⇒ 今後とも継続して検討